

## 犯罪被害者の手引



提供：警察庁

## 【施策番号118】

イ さらに、警察庁においては、都道府県警察に対し、外国語版の「被害者の手引」についても、積極的に作成・配布するよう指示しており、都道府県警察では、それぞれの実情に応じて、英語版、中国語版等の「被害者の手引」を作成・配布するなどの適切な対応が行われている。

## 犯罪被害者の手引（外国語版）



提供：警察庁

## 【施策番号119】

ウ 法務省においては、外国人や視覚障害者である犯罪被害者等に対しても情報提供を可能とするため、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」は、英語版や点字版のほか、内容を音声で録音したCD版も作成し、全国の検察庁及び点字図書館等へ配布している。また、犯罪被害者

等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」は全編に字幕を付しており、聴覚障害者に対しての情報提供も可能としている。

## (14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等

## 【施策番号120】

都道府県警察においては、検視、司法解剖に関する手続等を盛り込んだパンフレットを配布し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めている。

また、検察庁においても、検察官が、捜査・公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検視、司法解剖に関する情報を提供している。

## (15) 捜査に関する適切な情報提供等

## 【施策番号121】

ア 警察庁においては、被害者連絡実施要領や「被害者の手引」モデル案（P87【施策番号170】参照）に基づき、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する適切な情報提供が行われるよう、都道府県警察に対する指導を行っている。また、被害者連絡等の支援活動を通じて得た犯罪被害者等の状況やニーズのうち、民間被害者支援団体や他の行政機関と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供するなど関係機関・団体との連携を図っている。

また、交通事故被害者等に対する被害者連絡を組織的かつ適切に推進するため、都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に被害者連絡調整官等を設置している。被害者連絡調整官等は、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、各警察署において実施される被害者連絡について指導を行うとともに、交通捜査員に対して適切な被害者連絡に資する教育等を実施している。

被害者連絡制度の概要



提供：警察庁

**【施策番号122】**

イ 法務省・検察庁においては、捜査段階から、捜査に及ぼす支障等も総合考慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に捜査に関する情報を提供するよう、会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知に努めている。

- 海上保安庁においては、犯罪被害者等に対し捜査や公判に支障を及ぼしたり、関係者の名誉等の権利を不当に侵害するおそれのある場合を除き、当該事件の捜査の経過等を通知している。

**(16) 交通事故捜査の体制強化等**

**【施策番号123】**

都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置した交通事故事件捜査統括官、交通事故鑑識官が、悪質な交通事故、事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査、正確かつ綿密な実況見分・鑑識活動を行うとともに、交通事故捜査の基本である実況見分等についての教育を強化している。

交通鑑識



提供：警察庁

警察庁においては、交通事故被害者等の「真実を知りたい」という強い要望に応えるべく、交通事故鑑識官養成研修を始めとする各種捜査研修を実施し、捜査員の能力向上を図るとともに、客観的証拠に基づいた事故原因の究明を図るため常時録画式交差点カメラ、ドライブレコーダ等各種機器の活用を推進している。

**(17) 交通事故に関する講義の充実**

**【施策番号124】**

P65 **【施策番号95】** 参照

**(18) 不起訴事案に関する適切な情報提供**

**【施策番号125】**

ア 法務省・検察庁においては、被害者保護の要請に配慮し、被害者等に対する不起訴事件記録の開示の弾力的運用を実施するとともに、犯罪被害者等の希望に応じ、関係者の名誉等の保護の要請に配慮しつつ、不起訴処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努めており、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等への周知に努めている（P70 **【施策番号108】** 参照）。

**【施策番号126】**

イ 上記 **【施策番号125】** 参照

**(19) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力**

**【施策番号127】**

一定の場合に検察審査会の議決に拘束力を認める制度が平成21年5月21日に施行された

ことに伴い、検察庁においては、起訴議決に至った事件について、裁判所により指定された弁護士に対する協力を行うなど、その適切な運用が図られるよう努めている。

(20) 検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実

【施策番号128】

P65 【施策番号94】 参照

(21) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

【施策番号129】

P54 【施策番号70】 参照

(22) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施

【施策番号130】

P55 【施策番号72】 参照

(23) 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

【施策番号131】

法務省においては、平成18年5月、これまで原則として親族に限定されていた受刑者の面会や信書の発受の相手方について、犯罪被害者等も認めることとした指針を示し、その後、犯罪被害者等と受刑者との面会が実施されるなど、施設において適切な指導を行っている。

(24) 犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等

【施策番号132】

ア P63 【施策番号87】 参照

【施策番号133】

イ 法務省においては、保護処分の執行に資するため、少年に係る情報について、少年院において得られるものだけでなく、家庭裁判所や保護観察所等の関係機関や保護者から得られたものを、その都度少年簿に記

載している。平成19年12月からは、犯罪被害者等についてより一層必要な情報の収集、記載ができるよう、少年鑑別所や少年院において被害に関する事項を把握した際に、少年簿に具体的に記載することとし、少年の処遇に携わる職員が確実に情報の共有を図られるようにしている。

【施策番号134】

ウ 法務省においては、性犯罪者など特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対する専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施している。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよく罪指導を適切に実施している。

【施策番号135】

エ 保護観察所では、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底している。平成26年中に、心情等を伝達した件数は151件であった。

心情等伝達件数

	心情等伝達件数
平成22年	97
平成23年	112
平成24年	106
平成25年	99
平成26年	151

提供：法務省

(25) 犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被収容者に対する更生プログラムの整備等

【施策番号136】

「被害者の視点を取り入れた教育」につい

ては、P63【施策番号87】参照

また、刑事施設においては、必要な者には義務付けて、犯罪被害者等の視点を取り入れた交通安全指導プログラムを実施している。

**(26) 仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実**

**【施策番号137】**

P63【施策番号88】参照

**(27) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施**

**【施策番号138】**

地方更生保護委員会においては、「更生保護法」（平成19年法律第88号）（平成19年6月公布。平成20年6月施行。施行までの間は、その前身である犯罪者予防更生法の改正により犯罪被害者等施策を実施）に基づき、仮釈放や少年院からの仮退院の審理に際し、犯罪被害者等からの希望に応じて、犯罪被害者等から意見等を聴き、仮釈放等を許すか否かの判断に当たって考慮するほか、許す場合には、その特別遵守事項を設定する際の参考としている。

平成26年中に、意見等を聴いた件数は328件であった。

意見等聴取件数

	意見等聴取件数
平成22年	287
平成23年	273
平成24年	271
平成25年	304
平成26年	328

提供：法務省

**(28) 仮釈放等審理における意見陳述に資する情報提供の拡大についての検討及び施策の実施**

**【施策番号139】**

上記【施策番号138】のとおり、犯罪被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取する制度が、平成19年12月から開始され、法務省

においては、その円滑かつ適切な運用に取り組んでいる。

さらに、第2次基本計画により、法務省においては、仮釈放・仮退院について犯罪被害者等が意見等を述べる際に資するよう、被害者等通知制度における通知内容を充実させることについて、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題を考慮しつつ検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

上記検討の結果、平成26年4月1日から、加害者の受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項として、懲罰及び褒賞の状況を、加害者の少年院在院中における処遇状況に関する事項として、賞、懲戒及び問題行動指導の状況を新たに通知することとした。

**(29) 矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実**

**【施策番号140】**

法務省においては、矯正施設職員について、矯正研修所が新規採用職員や初級幹部要員に対して実施する研修の中に、科目として「犯罪被害者の視点」を設けるなどとともに、同じく上級幹部要員を対象とする研修において、犯罪被害者団体等の関係者を講師に招くなど、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等の理解を深める研修の充実を図っている。

更生保護官署職員については、被害者担当官及び被害者担当保護司、新任の保護観察官や社会復帰調整官、指導的立場にある保護観察官等を対象とした研修等において、犯罪被害者等施策に関する講義、犯罪被害者遺族による講話、犯罪被害者団体関係者や関係機関の職員、研究者等の専門家による被害者心理や被害者支援に関する講義等を実施している。また、それぞれの保護観察所等においても犯罪被害者等の心理等に関する研修を実施している。

## コラム13

刑事訴訟法の一部を改正する法律案  
(証人を保護する方策について)

平成27年3月13日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。この法律案は、刑事手続を時代に即したより機能的なものとするため、証拠収集手段を適正化・多様化するとともに、公判審理を充実化しようとするものであり、その中に、刑事手続において犯罪被害者を始めとする証人を保護するための制度が盛り込まれています。

証人を保護するための制度としては、

- 検察官が被告人側へ証拠を開示する場面において、証人等の氏名等の情報を保護するための「証人等の氏名及び住居の開示に係る措置」
- 公開の法廷において、証人の氏名等の情報を保護するための「公開の法廷における証人の氏名等の秘匿」
- 証人尋問において、証人に危害が加えられることを防止するとともにその負担を軽減するための「ビデオリンク方式による証人尋問の拡充」

の3つがあります。

以下、これら3つの制度の概要を紹介します。

#### <証人等の氏名及び住居の開示に係る措置>

刑事手続においては、検察官が証人等の尋問を請求する場合には、被告人側に証人等の氏名等を知る機会を与えなければならないなどとされています。これについては、これまでの法改正により、検察官は、証人等に危害が加えられるおそれがあるときは、弁護人に対して、証人等の氏名等が被告人らに知られないよう配慮することを求めることができ、また、性犯罪の被害者等の名誉が害されたり、危害が加えられるおそれがあるときは、弁護人に対して、被害者の氏名等が被告人らに知られないようにすることを求めることができることとなっています。

今回の法律案では、「証人等の氏名及び住居の開示に係る措置」として、検察官が請求する証人等に危害が加えられるおそれがある場合に、被告人の防御の利益を害しない限度で、

- 証人の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して弁護人に開示する措置
- この措置では危害を加えられることを防止できないおそれがあるときは、弁護人にも知らせず、氏名に替わる呼称等を開示する措置

をとることができるようにすることにしています。

#### <公開の法廷における証人の氏名等の秘匿>

平成19年の法改正により、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷においてこれを明らかにしない旨の決定をすることができ、この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手続を、被害者の氏名等を明らかにしない方法により行うこととなっています。

今回の法律案では、「公開の法廷における証人の氏名等の秘匿」として、この制度を、被害者以外の証人等についても拡充することとしています。

#### <ビデオリンク方式による証人尋問の拡充>

刑事裁判においては、証人は公判廷で証言するのが原則ですが、平成12年の法改正により、性犯罪の被害者等が証人となる場合には、その精神的な負担を軽減するため、被告人や傍聴人等がない別室に在席してもらい、モニターを通じて証人尋問を行う、いわゆるビデオリンク方式の証人尋問をすることができることとなっています。

これまでの制度では、公判が行われる裁判所の構内の別室に在席する方法だけでしたが、今